平成２１年（フ）第２１９号
青森県八戸市大字河原木字小田44番地29
債務者　藤田　圭三
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅Ａ20―４、前住所青森県八戸市多賀台２丁目９番地12　ツインハウスＡ号室
債務者　山田　育子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
青森県八戸市大字大久保字町畑西ノ平１番地６
債務者　山崎　武男
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
青森県八戸市大字大久保字浜長根12番地14
債務者　谷風富士子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
青森県八戸市大字大久保字小松平４番地１　メゾン・エアリーＡ202号室
債務者　谷風イツエ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
青森県南津軽郡大鰐町大字島田字大碇沢68番地１
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４０号
青森県弘前市大字富士見台１丁目10番地２
債務者　神　　守人
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４３号
青森県弘前市大字五代字前田319番地13
債務者　中野ユカ子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５６号
青森県弘前市大字高田１丁目３―３―１、住民票上の住所北海道河西郡芽室町東３条南２丁目６番地35
債務者　竹入　啓司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５００号
和歌山市松江北２丁目10番26号
債務者　前川　和代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２８号
和歌山県岩出市根来568番地の11
債務者　酒井　一美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４６号
和歌山市冬野1257番地の10
債務者　硲　　由美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５０号
和歌山県有田市宮原町新町360番地５
債務者　岸　　紀人
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５３号
和歌山市元寺町南ノ丁34番地
債務者　足立　充代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５５号
和歌山市毛見1012番地の12
債務者　和田　　洋
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５９号
和歌山市友田町２丁目23番地　友田町ビル401号室
債務者　岩田　一馬
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５６６号
和歌山市宇田森169番地の８
債務者　出口　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７５号
和歌山市北出島163番地の２　カーサＳ・Ｋ104号
債務者　呉谷　安男
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係